

市議会のしくみ(「代表質問」と「一般質問」とは)

福島市議会では会期を毎年8月1日から1年間とする通年会期制を採用しています。議案の審議、代表質問や一般質問は1年の会期の中の9、12、3、6月に開催される「定例会議」の中で集中して行いますが、必要に応じて「緊急会議」を開催します。令和7年12月定例会議では、「代表質問」と「一般質問」が行われました。本市議会における「代表質問」と「一般質問」の質問方式の違いについてお知らせします。



代表質問

- 構成員が3人以上の会派ごとに、会派を代表して1名が質問します。
- 総括質問方式(一括質問の後に一括答弁する方式)で実施し、市長及び議員改選後の初定例会議(質問時間1人30分以内)と、3月定例会議(質問時間1人60分以内)で行います。質問時間に答弁の時間は含まれません。
- 再質問、再々質問は、いずれも10分以内で行うことができます。

※代表質問の記事はP 4～5、一般質問の記事はP 6～7に掲載しております。

一般質問

- 定例会議ごとに、いずれの議員も一般質問をすることができます。
- 一問一答方式(質問ごとに、その都度答弁をする方式)で実施し、質問時間は答弁の時間を含め、1人60分以内で行います。

※一問一答方式の導入から20年余が経過したことから、よりよい質問のあり方について、今後議会運営委員会において検討を行っていきます。

議会基本条例の取組状況を検証しました

福島市議会では平成26年4月に議会基本条例を施行し、その目的を達成するため、さまざまな取り組みを行い、その施行状況について毎年検証を行っております。課題が見受けられる項目については今後、議長の諮問により議会運営委員会で検討を行っていきます。

検証内容

基本条例の3つの基本方針

- ①市民に開かれた議会
- ②議員間の自由闊達な議論・討論を行う議会
- ③政策立案や政策提言を積極的に行う議会

3つの基本方針に基づく取り組みを中心とした15項目を議会改革検討会において協議し、評価および今後の取り組み方針を決定しました。

今後も議会基本条例の基本理念のもと、議会のあり方や諸課題について検討し、市民の皆さまに分かりやすく開かれた議会を目指してまいります。

今後の取組方針(検証結果)

A評価

★市民に分かりやすい言葉・表現の方法を用いた議会運営、議案、委員会資料の公開、市民参加の推進など(14項目)

→今後も継続して取り組むべき。

B評価

★本会議・委員会での議員間の自由討議(1項目)

→委員会では実施されているが、近年本会議では実施されていない。本会議での実施に向けて、改善や新しい取り組みについて、先進事例等を検討すべきである。



詳しい内容はこちらから
ご覧ください



～議会図書室を利用できます～



複合棟(議事堂)4階の議会図書室は、議員の調査研究に支障のない範囲で、一般の方や市職員も図書の閲覧が可能です。土曜・日曜、休日及び年末年始以外の午前9時から午後5時まで利用できますので、議会事務局にお声かけください。



図書の閲覧をする市職員